

非核三原則の堅持と法制化を求める意見書

昭和 42 年、佐藤栄作首相は国会で核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を表明し、昭和 46 年には衆議院でこれを堅持する決議が採択された。

地方自治体においても、昭和 50 年には神戸港における核持ち込みを防ぐための非核神戸方式が、神戸市議会によって採択され、令和 7 年 3 月 24 日、非核証明書の提出を拒み続けた米海軍掃海艇ウォーリアが神戸港・摩耶埠頭に入港するまでは、堅持されてきた。

日本は、唯一の戦争被爆国として、この三原則を「国是」と位置づけ、国際社会の信頼を築き上げてきた。

しかし、本年 8 月 6 日広島及び 9 日長崎での高市首相挨拶では、「堅持している」と現状説明を述べるにとどまり、歴代首長の「堅持しながら」、「堅持しつつ」と今後の方向性を示すものではなかった。

高市首相は就任前、三原則の「持ち込ませず」が米国の核の傘の実効性を弱めかねないとして主張しており、非核三原則のうち「持ち込ませず」の見直しを図ろうとしているのではないかと想定されている。

岸和田市は昭和 58 年 3 月 14 日に「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行い、昭和 63 年度には「日本非核宣言自治体協議会」に加盟し、二度と被爆の惨禍が繰り返されることのないよう、三原則の堅持と恒久平和の実現を市民の強い決意として表明してきた。

しかしながら、昨今の緊迫する国際情勢や安全保障環境の変化を背景に、一部では「核共有（核シェアリング）」や非核三原則の見直しに言及する議論も散見される。

戦後 81 年が経過し、被爆者の高齢化が進む中、彼らが自らの体験と証言を通じて築き上げてきた「核兵器の使用をタブーとする世界的規範」を後退させるような議論は、断じて許されない。

全国 47 都道府県中第 46 位の面積である一方、人口では全国第 3 位（密度では 2 位）の人口密集地域の大阪府内で、約 18 万 5 千市民が居住する本市において、万が一核爆発があれば、その被害は甚大であることから、非核三原則の厳守は、市民の生命と平穏な生活を守る上で極めて切実かつ現実的な課題となる。

今こそ日本国は、平和憲法の理念に基づき、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役として、核兵器のない世界の実現に向けた国際的なリーダーシップを一層発揮すべき時である。

よって、国会又は政府は、非核三原則を将来にわたって不動の国是として堅持するとともに、下記の事項について迅速かつ誠実に対応するよう強く要望する。

記

- 1 非核三原則を将来にわたって厳守し、その実効性を高めるため、法制化を含めた措置を講じること。
- 2 「持ち込ませず」の原則を形骸化させることなく、核共有（核シェアリング）などの検討は行わず、唯一の被爆国としての平和の根幹を守り抜くこと。
- 3 核兵器保有国と非保有国の橋渡し役を担い、核兵器禁止条約への関与を含め、核兵器廃絶に向けた外交的努力を主導すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 16 日

岸和田市議会